

ロシアの農民と中欧の農民

——家族形態の比較——

高 木 正 道

- I 《Seelenbeschreibung》と《Seelenrevision》
- II 結婚年齢
- III 家族構造
- IV むすび

I 《Seelenbeschreibung》と《Seelenrevision》

1965年 J. ヘイナルはヨーロッパの範囲をこえる比較に基づいて「ヨーロッパ型の結婚パターン」(European marriage pattern)を発見した。1900年頃のデータを用いてかれが明らかにしたところによれば、生涯独身者の高い比率と晩婚とを特徴とするヨーロッパ型の結婚パターンはサンクト・ペテルブルクとトリエステを結ぶ線の西側に広がっていた。このヘイナルの発見はその後の歴史人口学と家族史研究に大きな影響を及ぼし、ヨーロッパ内外の地域を対象とした家族構造と結婚パターンの比較研究を促す重要なインパクトとなった。本稿では最近のいくつかの研究に拠りながら中欧の農民家族とロシアの農民家族の対照的な構造的特徴を——欧米における家族史研究の一つの動向を紹介するという意味も兼ねて——描いてみたい。

1970年代初めからウィーン大学経済社会史研究所で本格的なオーストリアの家族史研究が開始され、種々の世帯構成を規制するルールと家族の発展周期に関する開拓的な成果が生みだされた。そのさい歴史家たちが主として利用したのは《Seelenbeschreibung》あるいは《Seelenbuch》(Liber status animarum)と呼ばれる教会の史料であった。トリエントの宗教会議(1545~63)以後カトリック教会が各教区の住民の正統信仰をチェックするために作成したこの史料は一種のセンサスの性格を備えており、これには調査の時点で世帯を

構成していた人々が血縁関係の有無に関係なくすべて記載されている。オーストリアにおける《Seelenbeschreibung》の作成は17世紀まで、特にザルツブルクでは16世紀にまでさかのぼり、一般的には19世紀半ばまで、ところによっては20世紀にいたるまで続けられた。家族史研究にとってのこの史料の価値を広く知らしめたのは、今やこの研究分野における古典となったL.パークナーの論文「直系家族と農民世帯の発展周期——18世紀オーストリアの事例」(1972年)である。

他方、1970年代末頃にやっと始まったばかりのロシアの家族史研究において用いられている主たる史料はドイツ語で《Seelenrevision》と呼ばれる納税者名簿である。ロシアでは1719年から1897年までに総計11回に及ぶ人口調査が定期的実施された。ピョートル大帝の治世下で開始されたこの人口調査は財政強化のための歳入増加を狙った税制改革と結びついていた。すなわちツァーリ政府はそれまでの世帯を賦課単位とした租税にかえて人頭税を導入したのである。そのさい課税単位は全男子の「魂」とされたので、基本的な調査対象は初めは農村の男子人口であったけれども、第3回以降は——地域によって一概に言うことはできないが——女子人口や都市住民にまで調査が拡大されることもあった。家族史研究にとって大いに役立つのはとりわけ女性に関する情報を含んでいる《Seelenrevision》である。

ところで《Seelenbeschreibung》と《Seelenrevision》は魂(Seele)をリストアップし、その名前、性別、年齢、世帯内での地位等を記録するという点では共通しているが、両者の記載の仕方には原理的な相違がある。《Seelenrevision》においては最年長の男がまず筆頭に挙げられ、次にかれの兄弟たちが年齢の高い順に続き、そのあとに筆頭者の妻と子供(息子と娘)たち、息子たちの妻とかれらの子供たち、そして最後に兄弟たちの妻と子供およびその他の傍系親族が並んでいる。したがって記載の仕方を律する原理は家長を中心に考えられた親族関係にはかならない。若干の養子縁組の場合を含めて、世帯を構成している人々相互の関係はすべてそうした父系的親族関係からみた用語で表示されているのである。これにたいして《Seelenbeschreibung》の記載方法を支配しているのはまったく別の原理である。つまりここでは一般に世帯主にたいする親族関係ではなく労働組織としての世帯内での各人の役割が基準となっている。下男(Knecht)として農場に住んでいる世帯主の兄弟は、兄弟ではなく下男と表示される。世帯主に仕える立場にあるかれの姉妹も同様に下女(Magd)と表

される。世帯主の両親は、契約によって農場を譲り渡す取決めがすでになされていけば、父と母ではなく、隠居人 (Altenteiler, Austrager, Nahrungsleute, Viertelteiler usw.) と呼ばれる。間借人 (Inwohner) たちも、たとえ世帯主と親族関係にあったとしても、親等ではなく世帯内の役割にしたがって呼ばれる。時には「下男にして弟」(Knecht und Bruder) とか「下女にして妹」(Magd und Schwester) といった具合に親族関係の名称が補助的に付加されることもある。しかしながら大抵の場合、親族関係の有無は名前の同一性と年齢の開きあるいはその他の追加的な情報からしか明らかにならない。

《Seelenbeschreibung》と《Seelenrevision》に見られるこのような記載原理の違いはすでに中欧の農民家族とロシアのそれとの構造的な相違を暗示している。いずれの農民家族も同時に労働組織として機能していたという点では同じであるが、中欧においてはそれは親族団体である以上に労働組織であったのにたいし、ロシアの場合はその逆であったと行うことができるであろう。農民の家共同体、すなわち——W. H. リールの用語を使えば——「全き家」は、中欧では相互に血縁関係にある人々だけでなく非血縁者をも含み、なによりもまず労働組織としての原理によって構成されていた。たとえこの「共住家内集団」(P. ラスレット) が血縁者だけから成っているとしても、血縁関係がこの集団の構造を規定する第一の要因ではなかった。だがロシアにおいてはまるで違っていた。ここでは親族関係のない家族成員は原則的に存在しない。そのような人たちがときたま見られる場合には、かれらは擬制的な血縁関係によって家共同体に統合されていた。血縁関係のない下男、下女、職人、徒弟、隠居人等々をも含む中欧の家族とは異なって、ロシアのそれは原則的に親族団体であった。父系的な親族関係が、家共同体つまり家族のメンバーシップの決定的な基準だったのである。

II 結婚年齢

多世代家族が成立する可能性を考えると、平均寿命とならぶ重要な社会的要因として結婚年齢がある。最近20年間の歴史人口学と家族史研究が明らかにしたように、西欧と中欧の住民大衆のあいだでは晩婚が支配的であった。16世紀末から18世紀末までのイギリスの教区を対象としたサンプル調査によると、20～24歳の年齢集団に占める既婚者の割合は男で16パーセント、女では18パー

セントにすぎなかった。25～29歳の年齢集団についてみると、対応する数値はそれぞれ46パーセントと50パーセントであった。また17・18世紀のオーストリアでは、20～24歳の年齢集団に占める既婚者の比率は、男の場合10パーセント以下のところが大部分であり、女の場合は少数の例外を除いてほとんどみな20パーセントを下回っていた。17・18世紀のイギリスにおける平均初婚年齢については、男26～28歳強、女24～27歳弱という数値が示されている。同様に18世紀のドイツにおける男の平均初婚年齢は約28歳、女のそれは25ないし26歳であった(表1)。そしてこのような高い結婚年齢は二世エヴゲーニー・オネーギン代家族の優勢と結びついていた。

ところがこれにたいして東欧においては早婚が一般的であり、ロシアもこの点では例外ではなかった。プーシキンの『エヴゲーニー・オネーギン』に出てくるタチャーナの「ばあや」は13歳で自分よりも年下の夫と結婚したと語っている。こうした極端なケースは現実においても皆無であったわけではないが、希有な例に属していた。とはいえ、ロシアでは結婚年齢は実際に西欧や中欧に比べてかなり低かった。まずP. ツアップの研究に依りながら、モスクワから南東約175キロメートルのところに位置するリャザン県ミハイロフスキー地区ミシノ領の農民の場合を見てみよう。同県は肥沃な土壌の黒土地帯に属しており、1858年にはロシア帝国で7番目に人口稠密な地方であった。めったに使われたことのない領主館のあるミシノ村を含めて全部で四つの村(Mishino, Lokna, Slobodka, Krasnoe Sobakino)から成るミシノ領は、この地方としては平均よりも大きく、よく管理され繁栄していた。所領には水車、数台の風車、養魚池、果樹園と菜園、種馬牧場があり、ライ麦、燕麦、蕎麦がこの順序で重要な作物であった。ミシノ領の領主ニコライ・セルゲーヴィチ・ガガーリン(Nikolai Sergeevich Gagarin)は1825年に77人から成る13家族の農奴を購入したが、そのなかには「死せる魂」、すなわち人口調査が行われた1816年から所有権が移転した1825年までのあいだに死亡した農奴が5名含まれていたという。

この所領の農奴は農民(クレスチアーニン)と「ドヴァローヴィ」と呼ばれる領主の召使いとに分けられたが、以下で問題にするのは19世紀前半に所領人口の約93パーセントを構成していた農民の状態である。ついでに触れておくと、ドヴァローヴィと農民とのあいだでの婚姻は極めて稀であったという。1800年頃ミシノ領の農民の大多数は領主ガガーリン——大貴族のかれは1842年に他界したときいくつかの所領におよそ27000人の農奴をもっていた——にバールシチ

ナを行っていたが、1830年から1849年のあいだに農民の義務は徐々にオブロークに変えられていった。また農民の多くは手工業や商業にも従事し、全世帯の三分の一に農業以外の仕事に携わる者が含まれていた。大工と桶屋は最も多く見られた職業であり、そのほかには鍛冶屋、左官、フェルト製造工、粉屋、ピッチボイラー、石工、暖炉製造工、仕立屋、車大工などがいた。

ヨーロッパ型の結婚パターンが生涯独身者の高い比率と晩婚によって特徴づけられるとすれば、表2に表されているのはそれとは正反対の現象、すなわち早婚と生涯独身者の低い比率である。さらに「結婚年齢指標」(singulate mean age at marriage) が示しているように、夫と妻の年齢差が僅かであるという点も注目に値する。このようなことは女性の平均結婚年齢が20歳以下であるような社会では普通あまり見られない、とツァップはコメントしている。花嫁の年齢がこのように低い場合には花婿の年齢がかなり高くなるのが普通である。にもかかわらずここでは夫よりも妻のほうが年上であるカップルさえ決して珍しくない。表に示されているように妻のほうが年上である夫婦の比率は33パーセントと46パーセントのあいだを変動している（ここでは再婚や三度目の結婚が区別されずに混ざっているが、初婚だけを問題にすれば年上の女と結婚した男の比率は幾分上がるはずである）。もう少し細かな数字を挙げると、同領において1834年にはすべての妻の32.6パーセント（133人）が夫よりも1～3歳、11.5パーセント（47人）が4～6歳、1.9パーセント（8人）が7～9歳年上であった。

中欧の農村社会では晩婚が普通であったが、妻が夫より年上である夫婦の比率はミシノ領におけるような高い値を示してはいない。表3はザルツブルクのBerndorf教区(1649年)における農民夫婦の年齢差を表している。夫の年齢が20～39歳の夫婦において、妻のほうが年上の夫婦は23～36パーセントにすぎないのである（この数字は初婚時における夫婦間の年齢差をほぼ正確に反映していると思われる）。年齢が高くなるにつれて特に40歳代と50歳代において、一方で夫が年下の夫婦ならびに同い年の夫婦が減ると同時に、他方が夫が年上の夫婦の年齢差が拡大しているが、これは夫が最初の妻の亡きあと再婚さらには三度目の結婚生活に入ったことによるものと解釈される。

ロシアの問題に戻ると、正教会の定めでは女の結婚年齢のミニマムは13歳であり、男は15歳以前に結婚することは許されなかった。しかしながら18世紀にはこの年齢制限が破られることも珍しくなかったらしい。1700年代末には年少

者の結婚、特に思春期以前の少年(「8歳・10歳・12歳の花婿」と「20歳以上」の女性の結婚を禁止するために四つの勅令が公布された。というのは、そのような少年と成熟した女性の結婚は——勅令が述べるところによれば——父親と嫁との近親相姦や時には父親殺しにさえ発展することがあったからである。だが勅令からはこうした結婚がどの程度頻繁に行われていたのかは判明しない。また禁止の対象になっていたのが「スノハーチェストヴォ」と呼ばれるロシア独特の慣行なのかどうかも分からない。いずれにしても、数量的なデータから明らかになるかぎりでは、正教会の定めたミニマムで結婚した人々は少数であった。リャザン県のサポツコフスキー地区において1795年にそのような花嫁は0.3パーセント(1人)、花婿は5.9パーセント(22人)にすぎなかった。1年後にはそれぞれ0.8パーセント(3人)と5.4パーセント(20人)であった。ミハイロフスキー地区の状況については表4を参照されたい。

次にモスクワの北東約250キロメートルに位置するヤロスラヴリ郡(同郡が独立の県になったのは1796年)に関するM. ミッテラウアーとA. カガンの研究を紹介しよう。第3回の人口調査が実施されたのは1761~67だが、この地方において調査が行われたのは主として1762~63年であった。かれらが利用した史料には農村人口だけでなく、都市人口に関する調査も含まれており、それゆえ前者に限定されがちであった従来の研究の枠をこえる重要なデータが提供されているが、ここでは主に農村住民に焦点を当てることにし、必要なかぎりでは農民以外のグループにも言及したい。

リャザン県との対比でいえばヤロスラヴリ郡は非黒土地帯に属し、昔からここでは家内工業化が進んでいた。1843年にツァーリの国を旅行したアウグスト・フォン・ハクストハウゼンの観察によれば、ヤロスラヴリ地方では実際に農業と牧畜で生計を立てているのは住民の34~40パーセントにすぎなかった。残りの住民は営業に携わったり、工場や運輸業で働いたり、商業で生活していた。工場制工業の開始はピョートル大帝の時代にまでさかのぼる。また運輸業がこの地域で重要性を獲得したのもかれの功績による。新しい首都サンクト・ペテルブルクに通じ、バルト海商業とヴォルガ川流域とを結ぶ運河網が、ここで合流していた。内陸水運、積替え作業、輸送業は——季節変動が激しかったけれども——農奴のきわめて重要な収入源であった。80年前には純粋な農業人口の割合がもっと高かったにちがいないけれども、この地域の経済構造はその後も根本的な変化を受けることなく維持されたので、ハクストハウゼンが描いた

状態は1762～63年頃のそれと基本的に違っていなかったと考えられる。

ヤロスラヴリの家内工業の起源は中世にまでさかのぼる。厳しい気候条件のために本来の農業労働に使えるのは夏の四カ月だけで、残りの八カ月間は手工業が主要な活動になった。農奴によって営まれた農村手工業としては次のものが特に重要であった——木工品製造、車大工、指物職人、木靴・フェルト靴・鞞皮靴の製造、ロープ製造、帆布製造、鞞皮編み、タール・ボイリング、船やバーク船の製造、織物、亜麻布織工、皮鞞工、皮革製品製造、革紐製造、靴修繕工、陶工。これらに加えて地域をこえる重要性をもった農村手工業として仕立屋、鍛冶屋、蠟燭製造業があり、村あるいは地区全体が特定製品の生産に特化してしまうことも珍しくなかった。さきほど見たようにミシノ領の農奴のかなりの部分が農業以外の仕事に携わっていたが、ロシア特有のこうした現象は土壌と気候に恵まれないこの地方ではさらにいっそう顕著に現れていた。もっぱら手工業とサービス業で生活するこれらの「クレスチャーニン」を中欧の意味での農民 (Bauer) とみなすことはできない、とミッテラウアーとカガンはコメントしている。

ヤロスラヴリ郡の農村住民はミシノ領の農民よりもかなり遅く結婚した。しかしそれでも、とりわけ24歳以下で結婚する男女の比率は西欧および中欧のそれをはるかに上回っている (表5参照)。やはりここでも「東欧型の結婚パターン」を認めることができるであろう。だがミシノ領とのこのような年齢差が何に由来するかは判明しない。またついでに触れておくと、表5に示されている実際の結婚年齢は領主が要求した年齢制限よりも少々高かったようである。というのは、領主 M. M. シェルバートフ (Scerbatov) の1758年の指令によれば、ヤロスラヴリ地方のかれの所領の農奴の娘たちは18歳までに、息子たちは20歳までに結婚することを義務づけられていたからである。

ロシアでは少年が成人した女性と夫婦になる独特の結婚形態が知られていた。この不釣り合いな結婚の意図は、一方では家族の重要な働き手を増やすこと、他方では一組の夫婦の増加によって土地割替のさいにより大きな分け前を手に入れることにあった。「スノハーチェストヴォ」と呼ばれるこの慣行はロシアの多くの地域で普及していたと言われるが、ミッテラウアーとカガンによればヤロスラヴリにはそのような関係を示唆するいかなる証拠も見出されなかったという。

ところでヘイナルがその古典的研究で示したように、グローバルな視点で眺

めれば晩婚によって特徴づけられる西ヨーロッパ型の結婚パターンのほうがはるかに特異な現象である。その意味では説明を要するのは東欧の低い結婚年齢ではなく、中欧と西欧の高い結婚年齢だということになる。以下ではまず西欧と中欧ではなぜ晩婚が普通であったのかを説明し、次に東欧における早婚の問題を考えてみたい。

P. ラスレットは西欧家族 (Western family) の諸特徴を考察した論文 (1977年) のなかでそのメルクマールを次の四点に要約している。すなわち西欧においては、(1)両親とその子供たちだけから構成される核家族——かれはこれを複合家族世帯 (multiple family household) および拡大家族世帯 (extended family household) にたいして「単純家族世帯」 (simple family household) と呼ぶ——が支配的であった。(2)男性のみならず女性もまた平均して相対的に遅く結婚したので、世代間に大きな年齢の開きが生じた。(3)夫と妻の年齢差は概して僅かであり、そのため相互に対等なパートナーとしての夫婦関係が作りだされた。(4)家族には世帯主夫婦と血縁関係のない奉公人が含まれていた。かれらはほとんど例外なく若者たちから成り、かれらにとって他人の家での奉公は決して生涯にわたるものではなく、ライフサイクルの通過段階にすぎなかった (「ライフサイクル奉公人」)。

これらのうち(2)の晩婚と直接関連するのは(4)のライフサイクル奉公人である。旧ヨーロッパの農村社会では多くの男女が——結婚にいたるまで——かれらの青年期 (特に10歳代後半と20歳代前半) を奉公人として過ごす慣わしであった (表6)。間借人や小屋住農の子供たちばかりでなく、多くの小農の子供たちにとっても、下男あるいは下女として他人の世帯を転々とするのはいわば運命の定めであった。相続人に予定された農民の子供は両親の家に居続けたけれども、相続から外された子供たちもまたやはり下男あるいは下女として他の農家に奉公に出るか、自分たちの生家で奉公人として働くかしなければならなかった。オーストリアの農村社会において奉公人が各地域の人口全体のなかでどの程度の割合を占めたかについては表7を参照されたい。

ミッテラウアーが発見した例のような極めて特殊なケース (18世紀オーストリアのケルンテン地方の農村には、結婚してそれぞれの農民世帯に別居している奉公人が大勢いた) を除けば、奉公人は一般に独身であった。かれらは雇主の家族の一員とみなされ、特に年少の者は家長の子供たちと同等に扱われた。というよりも、現実に即していえば、労働組織として機能しなければならない

家族においては、家長の子供たちも役割のうえでは年少の奉公人と同列に置かれたのである。最初の奉公先は親類あるいはすでになんらかの縁故関係ができていた農家であることが多かったので、奉公人の一部にはしばしば農民夫婦の親族が見られた。名づけ親や堅信の代父が雇主に選ばれることも少なくなかった。奉公人としての身分に終止符を打つのは結婚である。大抵の下男や下女は将来所帯をもつために必要な資金や家財道具や身の回り品を奉公勤務のあいだに蓄えなければならなかった。

表8に示されているように奉公人の大半（半分から四分の三）は15から29歳の年齢集団に属していた。時代的な比較が可能な地域についてみると、19世紀よりも17世紀のほうがこの年齢層に属する奉公人の比率が高く、しかも30歳以上のグループの割合が小さいという傾向が認められる。だから特定年齢集団としての奉公人の性格は時代が下るにつれて弱まってきたといえる。とはいえ全体的には、他人の家での奉公は一時的な通過段階であって、終身的な奉公勤務はまだ例外的現象であった。

以上のように、下層農民や農民以下の階層の子供たちのみならず、相続人から外された農民の子供たちもかれらの10歳代と20歳代の大部分を奉公人として過さねばならず、その結果どうしても結婚年齢は高くならざるをえなかった。だが相続人に予定された農民の子供（通常は息子）の場合も同様に晩婚が一般的であった。旧ヨーロッパ社会においては結婚は一般に家長ないし世帯主としての地位の獲得を意味し、それは農民にあつては父親からの農場の譲渡と結びついていた。相続人に予定された息子はその時まで結婚を待たなければならなかったので、かれも結局かなり遅く結婚することを余儀なくされたのである。

中欧の農民社会では農家の相続人は一定の年齢に達しさえすれば結婚できたわけではなかった。いつどのようなかたちで父親が息子または娘婿に農場と世帯主の地位を譲り渡すかは、個人的な事情——例えば、病氣、伴侶の死亡、相続人の良い縁談など——を含む多くの要因に依存しており、そのなかでは各地方の伝統と相続慣習が特に重要な役割を果たしたが、いずれにしても農家の相続人の結婚は農場と世帯主の地位の譲渡と同時にないしその直後に行われるのが原則であった。

これにたいしロシアの農村においてはこのような結婚と世帯主の地位との結びつきは社会的ルールとしてはまったく見られない。ロシアの農民の息子たちは一定の年齢に達すると結婚し、家長としてのかれらの父親の支配と権威に服

した。さきに見たように男女とも早婚が一般的で、しかも父親は原則として死ぬまで家長の地位を手放さなかったので、息子とその嫁の従属的な地位は非常に長く続いた。オーストリアではチロールとザルツブルクの一部を除いて、農民のライフサイクルにこうした局面が現れることはそもそもなかった。そのかわりにここでは多くの男女はずっと長いあいだ奉公人として独身のままでいた。

さて次にロシアにおける低い結婚年齢の問題に移ろう。すでに述べたようにロシアの正教会によって定められていた結婚年齢のミニマムは非常に低く、18世紀には女13歳、男15歳であった。古い時代には男女ともさらに1歳低かったという。おそらくこれによって抵抗を感じずに低い年齢で結婚できる環境が作りだされたにちがいないが、しかしそれが早婚の積極的な促進要因だったとは考えられない。この問題の完全な解決を期すものではないと断りながら、ミツテラウアーとカガンは次の二点を指摘している。

ヤロスラヴリの第3回人口調査と17年前に行われた第2回のそれとを比較してみると、この間に非常に多くの家族が死に絶えたことが分かる。死亡率、特に幼児の死亡率は極度に高かった。家系を維持することに関心があったとすれば、できるだけたくさんの子供を産まなければならず、そのためには早く結婚しなければならなかった。そしてなりよりも肝心なのは息子の誕生であった。なぜなら、家系を継ぐことができたのは男子だけだったから。

確かにこれは重要な論点であると思われる。ツァップによれば、18世紀末にミシノ領に存在した全世帯のうち、直系の子孫が1858年まで続いた家系は——この所領から移転させられたり、ある村から他の村に移った者を除くと——59パーセントであった。家系断絶の主要な原因は死亡、徴兵あるいは両親の世代に続く世代における男女間の不均衡であった。ときどき採用された養子縁組はこうした災難の衝撃を和らげるのに役立ったが、それでもミシノ領の多くの世帯は絶滅を免れえなかった。このような状況において多産を歓迎し、早婚を促すメンタリティーが形成されたとしても、それは決して不思議なことではないであろう。

ところで多産すなわち出生力が直接関係するのはなによりも女性の結婚年齢であるが、女性の性にはもうひとつ別の面がある。ロシアの農民のあいだには「娘がいつまでも結婚せずにいると、傷物にされて家族の面目をつぶす危険がそれだけ大きくなる」(The longer a young women remained unmarried, the greater the chance she would be dishonoured and bring shame on

her family) という意味の諺があった。このように処女であることが高い評価を受ける、というよりもむしろ処女の喪失が拭い去ることのできない汚点とみなされる社会では、そうした危険を未然に防ぐために早婚への傾向が強まるのは避けがたい。しかもロシアの農民社会のように親が子供にたいして専制的な力をもっているところでは、娘たちにとって結婚を急がせる親の命令に逆らうことはほとんど不可能であったにちがいない。また、ミシノ領とは違ってヤロスラヴリ地方の女性の結婚年齢は性的成熟年齢をとっくに越えているけれども、ミッテラウアーとカガンは未婚女性の私生子をひとりも見出すことができなかったという。このような未婚女性の私生子の欠如は中欧、特にオーストリアの農村における状況と際立ったコントラストをなしている。

以上二点のほかに、早婚を強制した重要な要因として領主の側からのプレッシャーを挙げることができる。周知のように農奴制時代のロシアの領主はかれらの所有する領地のデシャチナつまり面積ではなく、「魂」つまり農奴の数でかれらの富と社会的勢力を表したといわれる。農奴の数が多ければ、それだけ多額の収入を期待することができたからである。したがって領主は早婚を強制するなどして農奴の増加をはかるのが通例であった。既述のようにヤロスラヴリに所領をもつ M. M. シェルパートフは年齢制限を設けて早婚を強制していた。だがこのような年齢制限による一般的な強制以外に、労働力の徴発がきっかけとなって結果的に結婚を急がせる事件もあった。

リャザン地方のペトロフスカヤ領に織物工場を開設するにあたり、領主ガガーリンは1817年12月に指令を発し、機械を操作するのに必要な若い女性をミシノ領その他の所領に住む15歳以上の未婚の娘と若い寡婦から徴募するよう命じた。所領管理人は条件に見合ったすべての女性について名簿を作成し、事情を説明するために該当者の両親を召集した。そこで両親たちは、領主の代理人がミシノにやってくるまえに娘の結婚を準備するか、それとも不本意ながら娘をペトロフスカヤの織物工場に遣うかという二者択一を迫られることになった。名簿の注釈つきコピー（1818年2月付）によると、件の指令が発せられて以後16歳の娘2人、17歳の娘2人、18歳の娘1人が結婚した。残りの娘たちの大抵の両親は復活祭後1週間以内にかれらの娘を結婚させることを堅く約束した。そして名簿に登録された数名の女性には肉体的欠陥のゆえに結婚に不適格、15歳の娘6人と16歳の娘1人には「みるい」、という注釈が付けられているという。

早婚という問題と直接の関係はないが、領主からの圧力を受けて時には共同

体がみずからの手で結婚問題を処理することもあった。特に鰥夫や寡婦の縁組の相手を見つけるときには籤が用いられたという。

Ⅲ 家族構造

1897年にチェーホフは『百姓たち』を発表し、そのなかで農奴解放後のロシアの農村と農民の姿を描いた。この短編小説に登場する貧しく哀れな農民の一家は、年老いた両親、結婚した2人の息子とそれぞれの妻、およびかれらの8人の子供たちの総勢14人から成っている(2人の息子のうち弟のほうは兵役に服していて不在であったので実際には13人)。そしてこの小説は、モスクワのホテルでボーイとして働いていたもうひとりの息子が病気になり、妻とひとり娘を連れて田舎の家に帰ってくるころから始まる。この男が結局この家で息をひきとり、かれの妻と娘が再びモスクワに戻っていくまでの数カ月間、全部で16人の「家族」が狭い今にも倒れそうな百姓屋で生活した(嫁のひとりなどは「死を恐れるどころか、なかなかお迎えの来ないのを残念がっているほどで、自分の子が死んでもかえって嬉しがるくらいだった」という叙述から憶測すると、その間に人数が減ったのかもしれない)。

家族構造からみて特徴的なのは、この家族が三世代家族であると同時に複数組の息子夫婦を含む複合家族でもあるという点である。いま一つの特徴として年長者原理(Senioratsprinzip)を指摘することができる。いかにちゃらんぽらんで頼りない百姓であろうとも、公的に一家を代表するのは「おじい」である。解放以前の暮らしを懐かしがるこの「おじい」が何歳なのかは明示されていない。だがかれの伴侶である、なんでも自分でしなくては気のすまない「おばば」が70歳というのだから、おそらくほぼ同じくらいと考えてよいであろう。多世代世帯、男系的複合家族、年長者原理——『百姓たち』に描かれたはてしなく貧しい農民家族にすら見られるこれら三つの要素は決して架空のものではなく、現実のロシアの農民家族を特徴づける本質的なメルクマールであった。以下ではまず世帯規模の問題から始めたい。

「ロシアの農民のように大家族が祝福されるころはどこにもない。息子が増えるごとに家長は新たな土地の分け前を得る。娘は引く手あまたの商品である。持参金を要求することなどはほとんど論外で、それどころか人々は対価を支払うことさえ厭わない。子沢山は西欧では下層身分にとってとてつもない重

荷であり災いであるのに、ロシアの農民にとってそれは最大の富である。」これは1840年代のヨーロッパ・ロシア中部の農民についてのハクストハウゼンの観察である。また最近の研究でも次のように述べられている。ロシアの「近世農村において家族構成員の多いことは富裕なことを意味した。けだし、労働力の多寡は個々の農民経営の規模を規定する第一の要因であったからである」（土肥恒之）。だが家族の規模が大きいことは農民の豊かさの原因であったのだろうか、それとも結果であったのだろうか。おそらく原因であると同時に結果でもあるという循環的因果関係が形成されていたにちがいない。以下に見るような——特に黒土地帯における——ロシア農民のあいだでの大家族の圧倒的優勢を目の当たりにするとき、われわれはさしあたりそう考える以外にない。

表9に示されているように1814～1858年の期間にミシノ領の人口数と世帯数はほぼ同じ増加率で増えた。人口数の増加率が約29パーセント、世帯数のそれが約32パーセントであるから、厳密に言えば後者が前者を若干上回っているが、それほど大きな差ではない。世帯規模のマクシムムは18人と25人のあいだを変動した。20人以上の世帯は稀であったのと同様に、1人あるいは2人の世帯も一貫して泡沫的現象であった。世帯規模の平均の変動幅は8.0～9.7人と比較的狭く、メジアンもかなり一定した値を維持したことから、世帯規模はこの期間全体にわたって比較的安定していたと推測される。また「夫婦家族単位」(conjugal family unit)の平均規模や世帯あたり平均夫婦家族単位数にも大きな変化は見られなかった(表10)。

しかしながら世帯規模別に調べてみると、注目すべき変化が認められる。すなわち、1814～1858年のあいだに15人以上の世帯の占める割合は10.1パーセントから6.4パーセントへと減少を示し、これにもなってそのような世帯に含まれる人口の比率も18.1パーセントから13.3パーセントに低下した。そしてこうした最大級世帯の比率の減少は5人世帯および6人世帯のその増大(世帯数で11.6%から17.1%へ、人口数で7.1%から10.8%へ)と表裏一体の関係にあった(表11)。

図1は当時ミシノ領でかなり一般的に見られた9人世帯の一例である。53歳の夫が家長であり、その世帯は弟夫婦とかれらの子供たち、未婚の娘、夫となった息子、孫娘から成っている。他方、図2は最大級に属する23人世帯の一例である。この58歳の家長の世帯を構成するのは、妻と2組の息子夫婦プラス5人の孫、未婚の息子、5人の子供をもつ弟夫婦、それに加えて寡婦となった家長

の義妹、彼女の未婚の娘と息子夫婦である。

これにたいしてヤロスラヴリ郡の平均世帯規模は1762~63年に5.2人であった。この点に関しては農民とドヴァローヴィとのあいだにほとんど差がなく、前者の平均値は5.1人、後者のそれは5.3人であった。また工場農奴の場合それは3.8人であった。黒土地帯と非黒土地帯における農民世帯の相違は、これまでもしばしば——必ずしも数量的データによる裏付けをとまなつてはいなかったけれども——指摘されてきた。リャザン県ミシノ領とヤロスラヴリ県の世帯規模の違いはこの黒土地帯と非黒土地帯における相違を意味しているように思われる。この問題に関してツェップが挙げているデータをまとめてみると表12のようになる。かれは V. J. セメフスキーの古典的研究に言及しながら、「異なった地域に住む同一カテゴリーの農民の平均世帯規模よりも同一地域内での異なったカテゴリーの農民のそのほうに高い均一性が認められる」事実注意到を喚起し、表に示された数値の妥当性がそれぞれの地域を対象としたマイクロ分析によって確証されるとすれば、それは「法的身分、経済的条件、社会的統制手段ばかりでなく、文化的小および生態学的要因もまた様々な地域での家族システムのヴァリエーションを決定するうえである役割を演じていたことを示唆する」ことになるであろうと述べている。

では中欧における状況はどうか。表7にはオーストリアの農村地域における世帯の平均規模が示されている。これらの数値を見るかぎりヤロスラヴリ県の平均世帯規模はミシノ領や他の東欧諸地域よりも中欧のそれに近い。しかし平均的な世帯規模の比較は家族形態の比較分析にとって第一次的な接近にとどまる。これよりもはるかに重要なのは家族ないし世帯の内的構造の比較である。そこで次には家族の構造、とりわけその複合性と世代的広がり の考察へと進みたい。

表13の世帯分類はラスレット/ウォール編『過去における世帯と家族』(1972年)におけるラスレットの分類法に従っている。ミシノ領について見ると、なによりもまず驚かされるのは複数の夫婦を含む多核世帯ないし複合家族が全般的に——西欧および中欧の基準からすれば——異常に高い比率を占めているという事実である。時代の経過のなかでみると、複合家族世帯の割合は1810年代から上昇して1825年にピークに達し、それ以後再び下降していった。

今度は家族における世代の広がりを見よう(表14)。ここでもまた驚くべきは三世代または四世代から成る家族の割合が異常に高いことである。当時の

ロシアでは男の平均寿命が31歳以下、女のそれが33歳以下であったにもかかわらず、三世代家族と四世代家族の比率の合計が常に五割を上回り、時には七割を越えているのは、言うまでもなく早婚による親子世代間年齢差の短縮とパトリロカルな居住様式との結果にほかならなかった。

次にヤロスラヴリ地方における家族の世代構成と世帯の諸類型を見てみよう(表15)。多核的な複合家族の比重は農民とドヴァローヴィにおいてほとんど差がなく30パーセント前後であり、注目すべきは工場農奴のもとでもこの類型が全体の五分の一以上に達している点である。しかしながらミシノ領とはかなり違った様相を呈している。ミシノ領とヤロスラヴリ郡とのあいだには結婚年齢と世帯規模に関して違いがあることはすでに見たが、家族の世代構成と世帯の諸類型にも無視することのできない相違が存在する。ミシノ領と比較すると、二世世代家族と特に一世世代家族の比率が高く、三世世代家族のそれははるかに低い。またこれに対応して単純家族世帯の割合がミシノ領の二倍を上回っているのにたいし、複合家族世帯のそれはミシノ領の半分を下回っている。それゆえ同じヨーロッパ・ロシアであっても、黒土地帯のリャザン県と非黒土地帯のヤロスラヴリ郡とはかなり明確な地域的差異があることをここでも再確認することができる。しかし中欧の状態と比べてみると、ヤロスラヴリもまた紛れもなく東欧の一部であることが判明する。なぜなら、中欧ではそもそも複合家族世帯は例外に属し、三世世代家族が成立する場合にも、それは東欧とはまったく異なった原理に従っているからである。

すでに何度か触れたように西欧および中欧の多くの農村地域においては結婚は一般に家長ないし世帯主としての地位の獲得と結びついていた。こうした世帯形成の原理が支配的である地域では、本来の直系家族とは区別される独特の形態の隠居制家族(Ausgedingefamilie)が三世世代家族として成立した。すなわち、本来の直系家族にあつては息子または娘の結婚後も父親は農場を譲渡せずに世帯主としての地位を保持し続ける。これにたいして隠居制家族の場合には、初老に達した農民(夫婦)が原則的には息子または娘の結婚と同時に農場と世帯主の地位を息子または娘婿に譲り渡し、契約を取り交わしてかれらに老後の生活を保証してもらうのである。したがって前者の形態においては息子(娘)夫婦はかれ(彼女)の父である家長の権力のもとに置かれるのにたいして、後者の形態にあつてはそのような従属関係は生じない。前者を父中心的な三世世代家族と呼ぶとすれば、後者は息子中心的な三世世代家族と特徴づけられる。中欧

の農村社会に存在していた三世代家族は実はこのような隠居制家族であり、しかも全体に占めるその比率は平均的に決して高いものではなかった(表7参照)。というのは、三世代の家族を養うに足るだけの経済力に恵まれない貧農層や農民以下の階層の場合には隠居制はほとんど問題になりえず、その普及は富裕な農民層(大抵は単独相続の地域における)に限られていたからである。ミッテラウアーが明らかにしたところによれば、17・18世紀オーストリアのザルツブルク地方の農村地域では、両親とその子供から成る核家族と、両親とその子供および奉公人(Gesinde)から成る一種の拡大家族とが、最も高い頻度で見られる代表的な家族構成であった。

このようなわけで、中欧の農民のあいだではそもそも三世代家族の割合は相対的に低く、しかもそこで成立する三世代家族(隠居制家族)は息子中心的な性格を帯びていた。これとはまったく対照的に、ロシアの農民家族は年長者原理をその本質的な特徴としていた。表16はミシノ領の複合家族世帯(表13を参照)をさらに細かくいくつかの形態に分けて示したものである(ここでの下位区分も基本的にラスレットの分類法を踏襲している)。一般的に「上向的副次核を含む」形態の比率が極めて低く、「下向的副次核を含む」形態が最も高い比率を占めているのは、年長者原理の貫徹を意味する。すなわちこのような現象は、第一世代に属する家長がその地位を生前に次世代の者に譲らず、死ぬまで保持し続けることから生じた。この「下向的副次核を含む」形態の割合も——複合家族世帯全体のそれと同様に——1825年にピークに達した。「水平的副次核を含む」形態の大多数は兄弟家族(frèreche)を中核とする世帯で、通常は兄弟のうちの最年長者が家長の地位を占めた。「その他」の複合家族世帯は一般に最も複合的で規模も大きく、水平的副次核と下向的副次核を同時に含む世帯——例えば二組ないしそれ以上の兄弟夫婦がかれらの子供や孫たちと同居している世帯——から成っていた。

下向的に拡大された家族への全般的傾向は世帯の親族構成の考察によっても証明される。同一世帯に住んでいる家長の未婚親族の内訳を調べてみると、1831年のミシノ領では、690名の未婚親族のうち家長の息子は218人(31.5%)、孫は280人(40.5%)であった。1814年のミシノ領について、既婚未婚を区別せずに同一世帯に住んでいる家長の親族の内訳を男女別に調べてみると表17のようになる。家長を除く男女1045名のうち、息子が最も多く167人(15.9%)、次が孫息子で114人(10.9%)であった。女性のなかでは嫁(Schwiegertochter)が110

人（10.5%）で最も多かったのにたいし（娘は101人、妻は80人）、娘婿（Schwiegersohn）は数名にすぎなかった。ここには男系的な家族構成の優位が如実に反映されている。また世帯主の「父」や「母」が見られないのは、家長は死ぬまでその地位を手放さず、かれの死後はその寡婦が後釜に座するという年長者原理によるものである。128人の世帯主の内訳は、既婚の男性80人、鰥夫28人、未婚の男性1人、寡婦または兵士の妻19人であった。

ところで、マリアンネ・ウェーバーは *Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung* (1907) のなかでロシアにおける農民家族と共同体（ミール）との関係について次のように述べている。「二つの力すなわち家族の力と共同体の力とが個人を拘束していたが、この二つは時として対立した。たとえばミールは土地割替をつうじて家族の権威を弱めた。なぜなら、それによって各個人はその生存の基礎を家族から相続するのではなく、共同体から生涯にわたって割当てられることになったからである。たとえば事情次第では、ミールが息子に土地を割当て、かくして彼を『解放』することによって、息子が父親から物質的に独立し、父親の恣意から事実上のがれることができたのである」（肥前栄一訳）。

一見したところもっともらしく聞こえるが、ロシアの農民家族と共同体との関係をこのように捉えるのは誤りである。というのは、土地割替は確かに労働単位であると同時に課税単位でもあるチャグロ——一組の成人男女（通常は夫婦）——を基準として行われたが、しかしその土地は新しい夫婦にたいして分配されたのではなく、その夫婦を含む（一般には複合）家族にたいして割当てられたのだからである。ウェーバーのような見方は息子夫婦が分家して独立の世帯を形成する場合にのみ妥当するが、普通はそのようなことはありえなかった。前述のようにロシアにおいては、結婚した息子夫婦が父親の世帯に加わり、その支配と権威に服するというのが一般的慣行であった。ツァップによれば、「結婚はミシノでは分離独立した世帯の創設にはつながらず、既存の世帯の拡大をもたらした。新たに結婚した農民にとっては概して15年から20年のあいだ自分の世帯の長になれる見込みはなかったけれども、花婿の父親は——世帯主でない場合には——息子が結婚した時点で分離独立した農場を創設する資格を得た。そしてその農場は通常かれの既婚および未婚の息子たちを含んでいた。」したがってこうした世帯の分離独立によって新たに形成される家族は複合家族であって核家族ではなかった。また実際には息子の結婚を機会に必ず世帯の分割が行われたわけではなく、既存の世帯の拡大にむすびつくケースが多かったようであ

る。

世帯の分裂(および融合)のためには、家長だけでなく共同体や領主ないし所領管理人の承諾を必要とした。家長にとって世帯構成員の減少は決して望ましいことではなかった。賦役の履行と地代の納付に責任を負っていた共同体も世帯の分割を好ましく思っていない。ニコライ・ロストフが「百姓の大家族制度を奨励して、分家を許さなかった」(トルストイ『戦争と平和』エピソード第1篇)ように、大抵の領主は経済的に生存能力のある農家を維持するために世帯の分割を禁じた。ミシノ領の領主N. S. ガガーリンも例外ではなく、のっぴきならない理由がある場合にしか農民世帯の分割を認めようとはしなかったようである。同領では1782年から1858年のあいだに合計92回の世帯分裂によって112の新世帯が誕生した。これらのなかには、単に分裂だけでなく、それに続いて起こった既存世帯と融合によって成立したのも2世帯含まれる。世帯の分裂の原因ないし理由として史料には「絶えざる争い」とか養子縁組(この場合には花婿の親や未婚の弟妹たちも花嫁の世帯に移る)などが挙げられている。112の新世帯を分類すると、単純家族世帯が22.3パーセント、拡大家族世帯が11.6パーセント、複合家族世帯が65.9パーセントであった。このように世帯の分裂は一時的に単純世帯の比率を高めるが、しかしそれらの一部は間もなく死に絶え、他は複合的になるため、結局以前の分布状態に戻ってしまうのである。例えばミシノ領に属するSlobodka村で1850年以前に創設された7つの新単純世帯のうち、5つは5年以内に複合世帯になり、1つは消滅し、1858年の時点でも単純世帯として存続していたのは残りの1つだけだった。

ロシアの農民が家長ないし世帯主の地位を獲得するためには、家長の死後にその地位を相続するか、あるいは既存の世帯から分離独立して自分自身の世帯を構えるかしなければならなかった。表18と表19を比較すれば分かるように四分の三以上の農民は相続を通じて世帯主になった。相続人の58パーセントが以前の世帯主の息子であり、弟は8パーセント、寡婦は14パーセントであった(表18)。他方、分離独立によって世帯主になった農民のなかでは世帯主の甥が最も多く32パーセント、次が弟で27パーセントを占めた(表19)。

しかし、ミシノ領を構成する四村の一つであるKrasnoe Sobakinoだけを見てみると、1814年から1834年の20年間に世帯の分裂によって新たに成立した6世帯主のうち5人が以前の世帯主の弟であった。また1814年のミシノ領に存在した128世帯には、世帯主の叔父はたった1人しか見出されなかったが、世帯

主の甥は68人（世帯主を除く男性人口の約15.3%）にのぼった。このようなデータからツアップは、世帯主の叔父を含むような家族構成は可能なかぎり回避されたという結論を引きだしている。したがって、複合家族世帯の家長が死んだとき、その地位をかれの弟ではなく息子が継承する場合に世帯分裂の確率が高かったのにたいし、反対に家長の弟が継承する場合には家長の息子は新しい世帯主の甥としてとどまる確率が高かったようである、と。

ロシアの複合家族を特徴づける年長者原理の核心にあるのは両親にたいする子供たちの服従義務である。19世紀のある法学者は、子供の両親にたいする服従義務は後者の死にいたるまで続くとして述べている。このような観念がいかに深く民衆の意識に根ざすものであったかは、「両親が大地に眠るとき、やっとう子供らはかれらの自由を手に入れる」（Wenn die Erde die Eltern empfängt, empfangen die Kinder ihre Freiheit）という俗諺に示されている。いわば「家父の書」のロシア版ともいべき『ドモストロイ』は、体罰をもって子供たちを躾る家長を父親の理想像として描いている。そしてこの『ドモストロイ』に記された指針は、19世紀にいたるまで家庭の幸福のエッセンスを含むものとみなされていたという。例えば第18章は次のように教えている。「もし己が両親の悪口を言ったり、悲しませたり、呪ったり、罵詈雑言したりすれば、その者は神に対して罪人となり、人や両親から呪われる。父や母を打ったりすれば、教会からも、総ての聖職者からも破門され、法律に定められた刑罰によって処刑され、恐ろしい死を遂げることになる。『父を呪う者は命を奪われ、母を呪う者は根絶される』と書に書かれている。」「畏服し、奴隸の如くに両親達に仕えよ。そうすれば、汝等自身神から恩寵を受け、神の戒律の達成者として永遠の生命を受け継ぐことになる。」このような両親にたいする子供たちの義務は、かれらの両親が死んだときにやっとう消滅したのである。

IV むすび

年長者原理が支配するロシアの農民社会には、隠居制に相当するような制度は存在しなかった。いくつかの地域では高齢の家長が長らく病を患った場合その地位を譲り渡すこともあったらしいが、一般的には家長は死ぬまでその地位を手放さなかった。ここに中欧の三世代家族との重要な相違がある。隠居制家族が三世代家族の通常の状態であった中欧では、第二世代が家長の役割を担っ

たのにたいし、ロシアにおいては家長の地位は常に第一世代に属していた。中欧における隠居制の起源を荘園領主の側からの介入措置に求めるミッテラウアーたちは、「ロシアでは農村住民の領主への強い従属関係にもかかわらず、なぜ年長者原理がかくも純粋なたちで維持されえたのであろうか」と問うて、「多分これは農民の農奴状態が完成される時代以前にさかのぼる伝統に由来するのだらう」と述べている。

農民の家族が労働組織ないし生産共同体として機能しうるためには、家共同体の中心的な役割を担う二つの地位（家長と主婦）が常に充足されていなければならなかった。だから当時は離婚の可能性がなかったにもかかわらず、再婚や三度目の結婚は今日よりもずっと頻繁に行われた。というのは、全般的に高い死亡率のために鰥夫や寡婦になる可能性が大きく、かれらにとって再婚は経済上避けられないことだったからである。しかし、多核的な複合世帯のロシアにおいては、家長あるいはその妻がやもめとなった場合でも、亡くなった者の役割を代行する成人がその世帯内にいたので、再婚をめぐる状況は非複合世帯の中欧とは大いに異なっていた。鰥夫の再婚に関しては両者のあいだに決定的な違いはなかったように思われる。ただ時代を下るにつれて、ロシアでは妻を亡くした家長の再婚が増えてきたのにたいし、中欧では——おそらく結婚観と夫婦観の変化を背景として——妻に先立たれた農民は再婚せずに農場を息子に譲って早めに隠居生活に入る傾向が強まってきたようである。

ところがこれに反して寡婦の再婚の場合には、中欧とロシアとでは事情がまるで違っていた。中欧においても寡婦の再婚は鰥夫の場合ほど頻繁ではなかったようであるけれども、それはかなり一般的な現象であった。ここでは家長が死亡した場合、農場がしばしば寡婦の再婚によって彼女の第二の夫に受け継がれ、そのため男系による家の継承は杜絶し、父系的な血縁団体としての多世代家族の生成は不可能にされた。だがロシアでは、寡婦が嫁ぎ先の家にとどまって再婚するなどということは論外であった。なぜなら、家系を継ぐことができたのは原則的に男たちだけだったからである。したがってまた、寡婦が息子連れて前夫の家を出て再婚するということも、この父系主義の原理に抵触した。まだ主婦（Hausfrau）にならないうちに寡婦になってしまった女性も、再婚せずに子供たちと一緒に舅の家でその後の生涯を送った。最初の結婚で子供ができなかったか、あるいは子供が早くに死んでしまった場合にも、あまり面倒なことなく再婚が可能であったようであるが、にもかかわらず実際には子供の

20 (207)

いない寡婦が舅の家にとどまり続けている例も時には見られたという。このようにロシアにおいては、父系主義の原理のゆえに寡婦は再婚を妨げられ、夫の死後も嫁ぎ先の家に縛りつけられることになった。しかし、同じ父系主義の原理がこれとはまったく正反対の方向へと作用することもありえた。例えば大黒俊二氏の最近の研究によれば、15世紀のフィレンツェでは、強固な男系系族意識とそれに基づく財産観念の犠牲となって、夫の死後自分の子供たちを見捨てて再婚を強いられる「非情な母」がたくさん生みだされたという。

最後に、ロシアでは農民の家族経済の労働力とはもっぱら親族によって充足された。この点にも中欧の農民の家共同体との根本的な相違が認められる。ここでは必要な労働力の補充はなによりもまず奉公人（下男と下女）の雇用によって行われた。かれらがたまさか家長もしくは主婦の親類であったとしても、そのことは世帯内でのかれらの地位にとって少しも重要なことではなかった。奉公人のほかに時折間借人が——特に農繁期の補助労働力として——雇われたが、どの程度かれらが農民の家共同体に組み込まれていたかは、地域と時代によって一概に言うことはできない。いずれにしても、中欧の農民のあいだでしばしば見られた大規模な世帯は、複合家族や大家族の成立によるのではなく、むしろ奉公人や間借人の収容によるものであった。

ロシアにはこのような奉公人（や間借人）は存在しなかった。これに対応して——ミッテラウアーの研究によれば——ゲルマン諸語とロマンス諸語に数多く見出される「若者」と「他人に仕える身分」とを同時に表す言葉（例えば *Knabe*, *Knappe*, *Knecht*, *Bube*, *Bursche*; *Magd*, *Mädchen*, *Mädel*, *Jungfrau*, *Dirne*）が、スラウ諸語（とハンガリー語）にはまったく欠けているのである。

「語の中欧の意味での奉公人がロシアの農村住民の家共同体には欠如していたがゆえに、ここでは家族経済を営むのに必要な労働力は、基本的に、世帯に共住する親族から調達されねばならなかった。[中略] 中欧の農民経済においては働き手の数は下男や下女の雇用と解雇によってその時々に必要な数に調節された。[中略] ロシアの農村住民にあってはそのような奉公人の雇用による調節は不可能であった。必要な調整はここでは明らかに二つのやり方で行われた。一方で定期的な土地割替はその時点で各家共同体に住んでいる夫婦の数を基準として行われたので、これが保有地と労働力との均衡を回復する役割を果たした。他方では複合的な家族構造のゆえに、家共同体の発展周期の過程で利用可能な労働力が不足する局面が現れるのを回避できた。核家族の家族周期に現れると

法経研究42巻1号 (1993年)

ころの、両親とまだ働くことのできない子供たちから成るあの危機的な局面が、複合的な家族構造には欠けていたのである」(ミッテラウアー/カガン)。

表1 イギリスとドイツにおける平均初婚年齢

時 期	イギリス		ドイツ		時 期
	男性	女性	男性	女性	
1600-1649	28.1	25.6			
1650-1674	28.1	26.2			
1675-1699	27.7	26.6			
1700-1724	27.6	26.9	27.8	25.3	1700-1749
1725-1749	27.4	25.7			
1750-1774	26.5	25.3	28.0	25.7	1750-1799
1775-1799	26.1	24.7			

出典：Ehmer (1991): 292.

表2 年齢層別既婚者の割合と結婚年齢指標（ミシノ領）

	1782	1795	1814	1825	1834	1843	1850	1858
男 性								
15-19歳	48.4	36.9	54.7	45.7	19.2	22.2	22.6	43.2
20-24 "	79.3	80.8	94.7	92.3	85.7	84.0	82.5	95.1
25-29 "	90.2	99.9	96.4	100.0	95.8	96.7	98.1	98.0
結婚年齢指標	19.0	19.4	17.0	18.0	19.7	19.5	18.9	18.0
女 性								
15-19歳	58.1	48.1	34.4	23.0	30.7	23.8	23.6	62.9
20-24 "	98.4	94.7	90.3	91.2	86.8	92.2	87.1	100.0
25-29 "	99.9	96.1	97.6	95.1	91.3	95.8	94.1	96.3
結婚年齢指標	17.6	18.1	18.5	18.7	18.9	19.0	19.0	16.6
年上妻の比率			43.7	44.7	46.4	40.4	37.0	32.9

出典：Czap (1982 a): 10; Ders.(1982 b): 205; Ders.(1983): 119.

24 表3 夫婦の年齢差 (ザルツブルク Berndorf 教区、1649年)

夫の年齢	夫年下夫婦		同じ年夫婦		夫年上夫婦		夫年上夫婦 年齢差
	数	%	数	%	数	%	
20-29	13	36.1	3	8.3	20	55.6	3.0歳
30-39	12	23.1	9	17.3	31	59.6	7.1 "
40-49	9	14.8	10	16.4	42	68.9	7.0 "
50-59	3	9.4	2	6.3	32	86.5	13.8 "
60-69	1	4.3	3	13.1	19	82.6	14.2 "
70-79	2	11.8	1	5.9	14	82.3	19.3 "
	40	17.7	28	12.4	158	69.9	9.8 "

出典：Mitterauer (1973): 187.

表4 ミハイロフスキー地区における初婚年齢の分布

年齢	女 性			男 性		
	1782 %	1850 %	1868 %	1782 %	1850 %	1868 %
13	1.5	—	—	—	—	—
14	6.0	—	—	—	—	—
15	23.1	—	1.8	7.3	—	—
16	21.3	14.3	19.7	22.7	—	—
17	16.8	24.9	35.0	18.3	—	5.4
18	11.4	26.2	26.6	12.9	44.5	49.0
19	5.1	14.9	8.1	9.1	18.8	18.7
20	11.1	11.4	5.5	19.2	12.7	11.6

出典：Czap (1978): 111.

表5 年齢層別既婚者の割合(%)
(ヤロスラヴリの農村人口、1762/63年)

年齢層	15-19歳	20-24歳	25-29歳
男性	13.0	52.4	77.3
女性	25.8	65.2	95.9

出典：Mitterauer/Kagan (1982): 118; Dies.(1991): 169.

表6 各年齢層に占める奉公人の比率 (オーストリア)

農村教区 (州)	年代	年齢 10-14 %	年齢 15-19 %	年齢 20-24 %	年齢 25-29 %	サンプル の人口数
Abtenau (Salzburg)	1632	12.2	31.9	38.2	21.5	4100
	1790	11.4	28.2	39.9	37.6	3916
Altenmarkt (Salzburg)	1733	16.1	40.0	56.4	51.7	2022
Andrichsfurt (OÖ)	1813	36.6	56.4	50.0	41.9	797
Dorfbeuern (Salzburg)	1648	9.5	26.9	26.6	15.8	991
	1772	8.6	31.0	48.3	20.0	747
Dürnberg (Salzburg)	1647	10.2	32.7	20.3	5.9	510
Ebensee (OÖ)	1809	3.0	13.9	13.3	10.4	3092
Freistritz (Kärnten)	1757	26.7	52.7	56.7	48.2	1097
Gleink (OÖ)	1807	14.4	39.7	40.2	32.1	1018
	1856	12.2	40.0	56.5	31.4	923
Gmünd (NÖ)	1840	7.4	22.6	10.3	6.0	1549
Hofgastein (Salzburg)	1690	3.8	19.6	26.8	4.0	594
Maria Langegg (NÖ)	1788	14.5	29.8	19.5	5.0	529
	1875	9.8	19.5	8.3	14.3	625
Obergrafendorf (NÖ)	1787	3.7	24.5	30.3	25.6	1978
Obermühlbach (Kärnten)	1757	34.3	52.8	55.7	49.0	2183
Raab (OÖ)	1816	10.4	47.8	47.3	40.4	2613
	1860	10.2	50.6	47.4	45.4	2177
Sirnitz (Kärnten)	1757	28.6	57.0	55.4	41.2	1459
St.Lorenzen (Kärnten)	1757	44.1	59.8	64.0	49.1	919
Thalgau (Salzburg)	1648	8.7	26.6	39.6	37.1	2944
	1750	10.7	41.7	45.4	36.5	2569
Villgraten (Tirol)	1781	6.9	26.5	27.1	25.7	3190

出典：Mitterauer (1985): 186.

表7 オーストリア農村における平均世帯規模と隠居制家族・奉公人・間借人の比率

場所(州)	年代	人口	世帯	平均世帯規模	隠居制家族%	人口全体に占める奉公人の比率%	人口全体に占める間借人の比率%
Abtenau (Salzburg)	1632	4112	536	7.67	2	12.7	19.1
	1790	3916	508	7.71	7	22.4	15.5
Altenmarkt (Salzburg)	1755	1978	264	7.49	7	25.3	8.0
	1813	806	108	7.46	14	30.3	6.0
Andrichsfurt (OÖ)	1863	702	98	7.16	23	27.7	8.4
	1648	991	168	5.90	4	10.1	5.7
Dorfbeuern (Salzburg)	1772	747	157	4.76	15	13.3	6.1
	1647	510	79	6.46	8	6.9	18.5
Dürnberg (Salzburg)	1647	510	79	6.46	8	6.9	18.5
	1799	1054	168	6.27	9	15.2	20.1
Gleink (OÖ)	1856	922	155	5.95	2	15.7	27.9
	1801	2342	364	6.43	22	4.9	10.5
Gmünd (NÖ)	1801	2342	364	6.43	22	4.9	10.5
	1647	647	76	8.51	9	14.3	20.3
Koppl (Salzburg)	1805	307	82	3.74	0	20.5	6.4
	1788	530	93	5.70	7	7.9	11.3
Maria Langegg (NÖ)	1788	530	93	5.70	7	7.9	11.3
	1828	616	97	6.35	23	7.9	15.9
	1875	625	100	6.25	20	5.8	23.7
Perchtoldsdorf (NÖ)	1754	1685	293	5.75	3	14.3	hoch
	1857	2930	579	5.06	4	10.3	—
Villgraten (Tirol)	1781	3420	525	6.51	14	10.8	5.6

出典：Held (1982): 251; Schmidtbauer (1983): 375-378; Mitterauer (1986): 194-197.

表8 奉公人の年齢構成 (オーストリア)

農村教区 (州)	年代	14歳 以下 %	15— 29歳 %	30歳 以上 %	サンプル の人口数
Abtenau (Salzburg)	1632	13.4	72.0	14.6	4100
	1790	9.2	58.4	32.4	3916
Altenmarkt (Salzburg)	1733	7.2	53.7	39.1	2022
Andrichsfurt (OÖ)	1813	16.6	53.6	30.8	797
Dorfbeuern (Salzburg)	1648	13.0	71.7	15.2	991
	1772	6.8	74.0	19.2	747
Dürnberg (Salzburg)	1647	17.1	74.3	8.6	510
Ebensee (OÖ)	1809	6.8	65.8	27.4	3092
Freistritz (Kärnten)	1757	7.0	50.3	42.7	1097
Gleink (OÖ)	1807	7.1	53.2	39.7	1018
	1856	8.5	60.3	31.2	923
Gmünd (NÖ)	1840	15.5	73.2	11.3	1549
Hofgastein (Salzburg)	1690	7.3	68.3	24.4	594
Maria Langegg (NÖ)	1788	26.2	57.1	16.7	529
	1875	19.4	52.8	27.8	625
Obergrafendorf (NÖ)	1787	6.3	66.1	27.6	1978
Obermühlbach (Kärnten)	1757	12.0	51.1	36.9	2183
	1816	4.6	50.8	44.6	2613
Raab (OÖ)	1860	5.0	46.8	48.2	2177
	1757	11.2	43.9	44.9	1459
St.Lorenzen (Kärnten)	1757	12.2	53.8	34.0	919
Thalgau (Salzburg)	1648	8.3	62.0	29.7	2944
	1750	7.0	57.5	35.5	3190
Villgraten (Tirol)	1750	6.1	64.9	29.0	2569
Zell am Ziller (Tirol)	1779	5.9	54.1	40.0	2581

出典：Mitterauer (1985): 182-183.

表9 世帯の規模（ミシノ領）

	1814	1822	1825	1831	1834	1843	1850	1858
人口数	1173	1197	1299	1425	1398	1393	1463	1522
世帯数	128	130	134	152	164	172	166	169
平均	9.1	9.2	9.7	9.3	8.5	8.0	8.8	9.0
レンジ	1-20	1-18	2-22	2-21	1-20	1-18	1-24	2-25
標準偏差	3.83	3.66	4.02	3.51	3.64	3.58	4.08	3.98
メジアン	9	9	9	9	9	8	9	8
モード	7/12	8	7	8	8	7	6	7
7-9人の 世帯に住む 人口 (%)	25.1	28.2	25.3	30.1	34.1	38.4	28.2	23.6
9人以上の 世帯に住む 人口 (%)	70.8	68.0	71.6	68.1	57.3	56.6	66.7	66.2

出典：Czap (1982 a) : 11; Ders.(1982 b) : 210; Ders.(1983) : 123.

表10 夫婦家族の単位（ミシノ領）

	1814	1822	1825	1831	1834	1843	1850	1858
世帯数	128	130	134	152	164	172	166	169
夫婦家族単位数	322	308	327	393	369	373	382	371
世帯あたり平均 夫婦家族単位数	2.5	2.4	2.4	2.3	2.1	2.1	2.0	2.1
平均夫婦家族 単位規模	3.7	3.6	3.8	3.8	3.7	3.6	3.9	3.7

出典：Czap (1982 b) : 212; Ders.(1983) : 124.

30 表11 規模別にみた世帯と人口の割合 (ミシノ領)

世帯規模	1814 %	1822 %	1825 %	1831 %	1834 %	1843 %	1850 %	1858 %
5-6人世帯	11.6	14.6	12.6	9.8	23.0	19.1	19.8	17.1
人口	7.1	8.5	7.5	5.7	14.8	14.8	12.7	10.8
15人以上世帯	10.0	9.9	11.1	8.5	7.2	6.9	9.6	6.4
人口	18.1	17.6	19.6	15.0	14.3	13.6	18.7	13.3

出典：Czap (1982 b): 211; Ders.(1982): 124.

表12 各県の平均世帯規模

黒土地帯	年代	平均世帯規模	非黒土地帯	年代	平均世帯規模
リャザン	1859	8.8	ヤロスラヴリ	1865	6.8
オリョール	1866	9.1	ウラジミール	1863	6.9
サラトフ	1859	8.0	コストロマ	1877	6.2
			トヴェーリ	1859	7.3

出典：Czap (1983): 146-148より作成.

表13 世帯構成の諸類型 (ミシノ領)

世帯類型	1814 数(%)	1822 数(%)	1825 数(%)	1831 数(%)	1834 数(%)	1843 数(%)	1850 数(%)	1858 数(%)
独居者	1(0.7)	1(0.7)	0(0.0)	0(0.0)	2(1.2)	4(2.3)	2(1.2)	0(0.0)
非家族世帯	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.6)	2(1.2)	2(1.1)	7(4.2)	2(1.1)
単純家族世帯	10(7.6)	9(6.7)	12(8.8)	15(9.8)	20(12.1)	19(10.8)	23(13.8)	21(12.2)
拡大家族世帯	14(10.8)	14(10.6)	10(7.2)	14(9.1)	24(14.5)	12(6.7)	11(6.6)	20(11.6)
複合家族世帯	95(74.0)	105(80.6)	110(81.9)	113(74.2)	107(65.1)	124(71.9)	110(66.1)	115(67.8)
不確定	8(6.2)	1(0.7)	2(1.4)	9(5.9)	9(5.4)	11(6.3)	13(7.8)	11(6.5)
合計	128	130	134	152	164	172	166	169

出典：Czap (1982 a): 12; Ders.(1982 b): 214-215; Ders.(1983): 128-129.

表14 家族の世代構成（ミシノ領）

	1814 数(%)	1822 数(%)	1825 数(%)	1831 数(%)	1834 数(%)	1843 数(%)	1850 数(%)	1858 数(%)
1世代家族	3(2.3)	3(2.3)	5(3.7)	1(0.6)	4(2.4)	8(4.6)	5(3.0)	6(3.6)
2世代家族	41(32.0)	45(34.6)	35(26.1)	39(25.6)	50(30.4)	73(42.3)	54(32.5)	47(27.8)
3世代家族	72(56.3)	77(59.1)	88(65.6)	93(61.1)	95(57.8)	84(48.8)	99(59.6)	109(64.5)
4世代家族	12(9.4)	5(3.7)	6(4.3)	19(12.4)	15(9.0)	7(4.0)	8(4.8)	7(4.1)
後2者の合計	84(65.7)	82(62.8)	94(69.9)	112(73.5)	110(66.8)	91(52.8)	107(64.4)	116(68.6)

出典：Czap（1982b）：222；Ders.(1983)：133.

表15 家族の世代構成と諸類型（ヤロスラヴリ、1762/63年）

	1世代 家族 %	2世代 家族 %	3世代 家族 %	単純 世帯 %	拡大 世帯 %	複合 世帯 %
農民	20.1	54.0	25.9	47.1	21.3	31.6
ドヴァローヴィ	20.2	56.5	23.4	58.5	11.7	29.8
農村住民全体	20.2	54.9	25.0	51.1	17.9	31.0
工場農奴	30.4	56.3	13.3	70.4	8.9	20.7

出典：Mitterauer/Kagan（1982）：110；Dies.(1991)：158.

表16 複合家族世帯の諸形態（ミシノ領）

複合家族世帯 の諸形態	1814 数(%)	1822 数(%)	1825 数(%)	1831 数(%)	1834 数(%)	1843 数(%)	1850 数(%)	1858 数(%)
上向的副次核を含む	0(0.0)	1(0.7)	0(0.0)	0(0.0)	3(1.8)	2(1.1)	9(5.4)	3(1.7)
下降的副次核を含む	49(38.2)	60(46.1)	66(49.2)	72(47.3)	52(31.7)	62(36.0)	49(29.5)	65(38.4)
水平的副次核を含む	22(17.1)	19(14.6)	21(15.6)	19(12.5)	29(17.6)	40(23.2)	26(15.6)	26(15.3)
その他	24(18.7)	25(19.2)	23(17.1)	22(14.4)	23(14.0)	20(11.6)	26(15.6)	21(12.4)
合計	95(74.0)	105(80.6)	110(81.9)	113(74.2)	107(65.1)	124(71.9)	110(66.1)	115(67.8)

出典：Czap（1982b）：214-215；Ders.(1983)：128-129.

表17 家長の親族の内訳(ミシノ領、1814年)

	男 性 数(%)	女 性 数(%)		女 性 数(%)
息子	167(15.9)	嫁	110(10.5)	
孫息子	114(10.9)	娘	101(9.6)	
甥	68(6.5)	孫娘	94(8.9)	
兄弟	40(3.8)	妻	80(7.6)	
		姪	61(5.8)	
		義姉妹	50(4.7)	
その他 ¹⁾	43(4.1)	その他 ²⁾	86(8.2)	
不確定	13(1.2)	不確定	18(1.7)	
合計	445(42.4)	合計	600(57.0)	

1) 曾孫息子，兄弟の孫息子，従兄弟，娘婿を含む。

2) 曾孫娘，兄弟の孫娘，孫息子の嫁，その他を含む。

出典：Czap (1982 b): 225; Ders.(1983): 135.

表18 相続による世帯主（ミシノ領、1782-1858年）

新世帯主の以前の世帯主にたいする関係	年齢レンジ	平均年齢	数(%)
前世代			
母	76	70.6	1(0.3)
同世代			
寡婦	29-92	58.4	47(13.7)
弟	37-77	54.0	28(8.2)
姉妹	55	55.0	1(0.3)
従兄弟	39-58	45.2	5(1.5)
義姉妹	50-69	60.3	3(0.9)
後世代			
息子	17-77	43.5	199(58.0)
甥	28-63	45.7	22(6.4)
姪	46	46.0	1(0.3)
孫息子	12-51	34.0	20(5.8)
孫娘	23	23.0	1(0.3)
娘婿	39-59	48.7	6(1.7)
嫁	43-58	50.3	8(2.3)
兄弟の孫息子	30	30.0	1(0.3)
	12-92	46.4	343

出典：Czap (1982 a): 21.

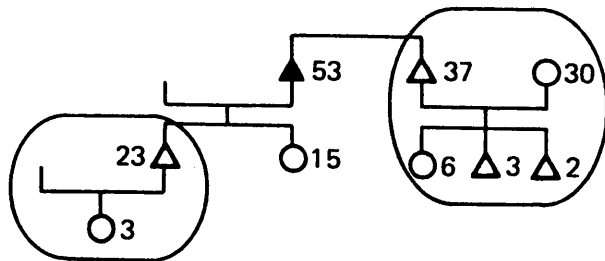
34
(193)

表19 分離独立による世帯主（ミシノ領、1782—1858年）

新世帯主の以前の世帯主にたいする関係	年齢レンジ	平均年齢	数(%)
前世代			
叔父	60	60.0	1(0.9)
同世代			
弟	42-77	53.8	30(26.8)
従兄弟	34-56	46.7	11(9.8)
不確定	47-56	51.1	2(1.8)
後世代			
息子	34-61	47.7	18(16.1)
甥	27-63	44.6	36(32.1)
姪	50	50.0	1(0.9)
兄弟の孫息子	36	36.0	1(0.9)
孫息子	24-39	33.8	9(8.0)
不確定	18-36	30.0	3(2.7)
	18-77	46.1	112

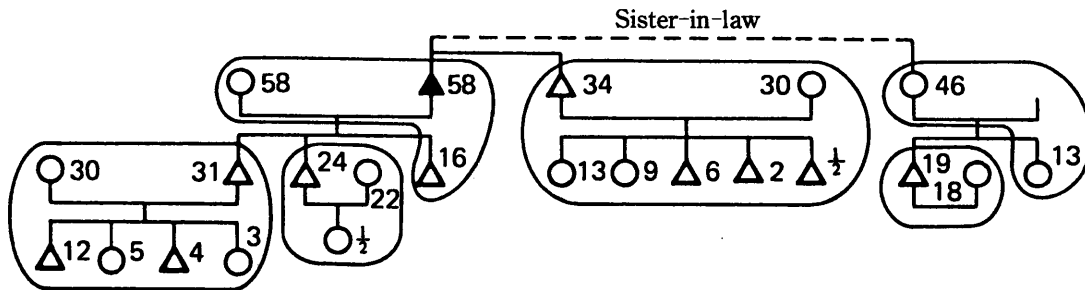
出典：Czap (1982 a): 21.

図1 Dimitri Fedorov の世帯



出典：Czap (1982 b): 212; Ders.(1983): 125.

図2 Tikhon Ignatev の世帯



出典：Czap (1982 b): 213; Ders.(1983): 126.

参考文献

- Atkinson, Dorothy, 1977. Society and the sexes in the Russian past, in: Dorothy Atkinson et al. (Hg.), *Women in Russia*, Stanford: 3-38.
- Berkner, Lutz K., 1972. The stem family and the developmental cycle of the peasant household: an eighteenth-century Austrian example, in: *American Historical Review*, 77/2: 398-418.
- Blum, Jerome (Hg.), 1982. *Our Forgotten Past. Seven Centuries of Life on the Land*, London.
- Czap, Peter Jr., 1978. Marriage and the peasant joint family in the era of serfdom, in: David L. Ransel (Hg.), *The Family in Imperial Russia*, Urbana-Chicago-London: 103-123.
- Ders., 1982a. The perennial multiple family household, Mishino, Russia 1782-1858, in: *Journal of Family History*, 7/1: 5-26.
- Ders., 1982b. »Eine zahlreiche Familie — des Bauern größter Reichthum«. Leibeigenenhaushalte in Misino, Rußland 1814-1858, in: Michael Mitterauer/Reinhard Sieder (Hg.), *Historische Familienforschung*, Frankfurt am Main: 192-240.
- Ders., 1983. 'A large family: the peasant's greatest wealth': serf households in Mishino, Russia, 1814-1858, in: Richard Wall et al. (Hg.), *Family Forms in Historic Europe*, Cambridge: 105-152.
- Dunn, Patrick P., 1974. "That enemy is the baby": childhood in imperial Russia, in: Lloyd deMause (Hg.), *The History of Childhood*, New York: 383-405.
- Ehmer, Josef, 1991. *Heiratsverhalten, Sozialstruktur, ökonomischer Wandel. England und Mitteleuropa in der Formationsperiode des Kapitalismus*, Göttingen.
- Hajnal, John, 1965. European marriage patterns in perspective, in: D. V. Glass/D. E. C. Eversley (Hg.), *Population in History. Essays in Historical Demography*, London: 101-145.
- Held, Thomas, 1982. Rural retirement arrangements in seventeenth- to nineteenth century Austria: a cross-community analysis, in: *Journal of Family History*, 7/3: 227-254.
- Laslett, Peter, 1977. Characteristics of the Western family considered over time, in: *Journal of Family History*, 2: 89-115.

- Ders. / Richard Wall (Hg.), 1972. *Household and Family in Past Time*, Cambridge.
- Mitterauer, Michael, 1973. Zur Familienstruktur in ländlichen Gebieten Österreichs im 17. Jahrhundert, in: Heimold Helzcmansovszki (Hg.), *Beiträge zur Bevölkerungs- und Sozialgeschichte Österreichs*, München: 167-222.
- Ders., 1975. Familiengröße — Familientypen — Familienzyklus: Probleme quantitativer Auswertung von österreichischem Quellenmaterial, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 1: 226-255.
- Ders., 1976. Auswirkungen von Urbanisierung und Frühindustrialisierung auf die Familienverfassung an Beispielen des österreichischen Raums, in: Werner Conze (Hg.), *Sozialgeschichte der Familie in der Neuzeit Europas*, Stuttgart: 53-146.
- Ders., 1979. Vorindustrielle Familienformen. Zur Funktionsentlastung des ganzen Hauses im 17. und 18. Jahrhundert, in: Ders., *Grundtypen alteuropäischer Sozialformen. Haus und Gemeinde in vorindustriellen Gesellschaften*, Stuttgart: 35-97.
- Ders., 1981. Marriage without co-residence: a special type of historic family forms in rural Carinthia, in: *Journal of Family History*, 6: 177-181.
- Ders., 1985. Gesindedienst und Jugendphase im europäischen Vergleich, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 11: 177-204.
- Ders., 1986. Formen ländlichen Familienwirtschaft: Historische Ökotypen und familiäre Arbeitsorganisation im österreichischen Raum, in: Josef Ehmer / Michael Mitterauer (Hg.), *Familienstruktur und Arbeitsorganisation in ländlichen Gesellschaften*, Wien-Köln-Graz: 185-323.
- Ders., 1990. Komplexe Familienformen in sozialhistorischer Sicht, in: Michael Mitterauer, *Historisch-anthropologische Familienforschung. Fragestellung und Zugangsweisen*, Wien-Köln: 87-130.
- Ders. / Alexander Kagan, 1982. Russian and Central European family structure: a comparative view, in: *Journal of Family History*, 7/1: 103-131.
- Ders., 1990. Russische und mitteleuropäische Familienformen im Vergleich, in: Michael Mitterauer, *Historisch-anthropologische Familienforschung. Fragestellung und Zugangsweisen*, Wien-Köln: 147-190.
- Ders. / Reinhard Sieder, 1980. Vom Patriarchat zur Partnerschaft. Zum

法経研究42巻1号 (1993年)

- Strukturwandel der Familie, 2., neubearbeitete Auflage, München.
- Schmidtbauer, P., 1983. The changing household: Austrian household structure from the seventeenth to the early twentieth century, in: Richard Wall et al. (Hg.) , Family Forms in Historic Europe, Cambridge: 347-378.
- Sieder, Reinhard, 1987. Sozialgeschichte der Familie, Frankfurt am Main.
- 大黒俊二「ヨーロッパ家族史へのふたつのアプローチ」、前川和也編著『家族・世帯・家門』ミネルヴァ書房、1993。
- 斎藤修編著『家族と人口の歴史社会学』リプロポート、1988。
- 高木正道「ヨーロッパ農村社会の隠居制」、坂本重雄・山脇貞司編著『高齢者生活保証の法と政策』多賀出版、1993。
- 土肥恒之『ロシア近世農村社会史』創文社、1987。
- 同『「死せる魂」の社会史』日本エディタースクール出版部、1989。
- 同『ロシア皇帝の虚像と実像』福武書店、1992。
- 二宮宏之ほか編『家の歴史社会学』新評論、1983。
- 肥前栄一『ドイツとロシア』未来社、1986。
- ピーター・ラスレット『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』酒田利夫・奥田伸子訳、リプロポート、1992。
- 『ロシアの家庭訓 (ドモストロイ)』佐藤靖彦訳、新読書社、1984。